

**さいたま市緑区選挙管理委員会告示第11号**

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の第1項の規定による期日前投票所は次のとおりである。

令和8年1月27日

さいたま市緑区選挙管理委員長 花岡 能理雄

期日前投票所 緑区役所内

緑区選挙管理委員会

「告示期間の期限日（令和8年2月10日まで）」